

○ 金融庁の審判に関する大蔵省令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
第一号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略) (記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 新規発行（売出）有価証券 a～h (略) i 新株予約権証券については、その新株予約権の内容（新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額、新株予約権の行使期間、新株予約権の行使の条件、新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額、新株予約権の譲渡に関する事項等）を欄外に記載すること。 j～l (略) (5)～(8) (略)	第一号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略) (記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 新規発行（売出）有価証券 a～h (略) i 新株予約権証券については、その新株予約権の内容（新株予約権の目的となる株式の種類及び数、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額、新株予約権の行使期間、新株予約権の行使の条件、新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額、新株予約権の譲渡に関する事項等）を欄外に記載すること。 j～l (略) (5)～(8) (略)

改 正 案	現 行																																						
第二号様式 【表紙】 【提出書類】有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1【新規発行株式】（8） <table><tr><td>種類</td><td>発行数</td><td>内 容</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> 2～11（略） 第2・第3（略） 第二部【企業情報】 第1～第3（略） 第4【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 （1）【株式の総数等】（40） ①（略） ②【発行済株式】 <table><tr><td>種類</td><td>発行数（株）</td><td>上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名</td><td>内 容</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>—</td><td>二</td></tr></table> （2）～（8）（略） 2～6（略） 第5～第7（略） 第三部・第四部（略） （記載上の注意） （1）～（7）（略） （8）新規発行株式 a 新規発行株式の種類ごとに、「種類」、「発行数」及び「内容」を記載すること。 b 「内容」欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。 この場合において、会社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社をいう。以下同じ。）であるときは、同法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。 なお、会社が同法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。 c 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議の年月日又は行政庁の認可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。 d 会社が新規発行株式と異なる種類の株式についての定めを定款に定めている場合には、欄外にその	種類	発行数	内 容				種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内 容									計		—	二	第二号様式 【表紙】 【提出書類】有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1【新規発行株式】（8） <table><tr><td>種類</td><td>発行数</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 2～11（略） 第2・第3（略） 第二部【企業情報】 第1～第3（略） 第4【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 （1）【株式の総数等】（40） ①（略） ②【発行済株式】 <table><tr><td>種類</td><td>発行数（株）</td><td>上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>—</td></tr></table> （2）～（8）（略） 2～6（略） 第5～第7（略） 第三部・第四部（略） （記載上の注意） （1）～（7）（略） （8）新規発行株式 a 「種類」の欄には、「普通株」のように記載すること。 b 「発行数」の欄には、「種類」の欄の区分に従い発行数を記載すること。 c 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議の年月日又は行政庁の認可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。 また、会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行するときは、株式の種類を記載し、その種類ごとに株式の具体的な内容を欄外に記載すること。 この場合、取得請求権付株式については取得の対価及び請求期間、取得条項付株式については取得の対価及び取得事由、全部取得条項付種類株式については取得対価の決定方法及び条件、譲渡制限株式については会社が譲渡を承認したとみなす場合の条件、議決権制限株式（無議決権株式を除く。以下同じ。）については議決権行使事項及び条件、拒否権付株式については種類株主を構成員とする種	種類	発行数			種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名							計		—
種類	発行数	内 容																																					
種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内 容																																				
計		—	二																																				
種類	発行数																																						
種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名																																					
計		—																																					

<u>旨を記載すること。この場合において、新規発行株式と当該異なる種類の株式の単元株式数又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。</u> e <u>届出書に係る新規発行株式の募集と同時に準備金の資本組入れ等による新規株式の発行が行われる場合には、その旨を注記すること。</u> (9)～(11) (略) (12) 新規発行新株予約権証券 a～g (略) h <u>「新株予約権の目的となる株式の種類」の欄には、新株予約権の目的となる株式の種類及び内容を、(8)のb及びdに準じて記載すること。</u> i～o (略) (13) (略) (14) 新株予約権付社債に関する事項 (12)のa、g、h、i、j、k、<u>l、m及びn</u>に準じて記載すること。 (15)～(39) (略) (40) 株式の総数等 a <u>「発行可能株式総数」の欄には、届出書提出日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。</u> <u>会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。</u> b <u>「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。</u> c <u>「内容」欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。</u> <u>この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。</u> <u>なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。ただし、「新規発行株式」の「内容」欄に同一の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。</u> d <u>会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式（以下「二以上の種類の株式」という。）を発行している場合であって、株式の種類ごとに</u>	<u>類株主総会の決議を必要とする事項及び条件、種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任する株式については選任する取締役又は監査役の数を欄外に記載すること。</u> <u>なお、ある種類の株式の内容として会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨定款で定めた場合には、欄外にその旨記載すること。</u> <u>また、無議決権株式又は議決権制限株式であっても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容を欄外に記載することとし、会社が発行する全部の株式の内容について会社法第107条第1項各号に規定する事項を定めた場合には、その具体的な内容を欄外に記載すること。</u> d <u>届出書に係る新規発行株式の募集と同時に準備金の資本組入れ等による新規株式の発行が行われる場合には、その旨を注記すること。</u> (9)～(11) (略) (12) 新規発行新株予約権証券 a～g (略) (新設) h～n (略) (13) (略) (14) 新株予約権付社債に関する事項 (12)のa、g、h、i、j、k、<u>l及びm</u>に準じて記載すること。 (15)～(39) (略) (40) 株式の総数等 a <u>「発行可能株式総数」の欄には、届出書提出日現在の定款に定められた発行可能株式総数を記載すること。</u> b <u>「発行済株式」の「種類」の欄には、会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行するときは、株式の種類を記載し、その種類ごとに株式の具体的な内容を欄外に記載すること。</u> <u>この場合、取得請求権付株式については取得の対価及び請求期間、取得条項付株式については取得の対価及び取得事由、全部取得条項付種類株式については取得対価の決定方法及び条件、譲渡制限株式については会社が譲渡を承認したとみなす場合の条件、議決権制限株式については議決権行使事項及び条件、拒否権付株式については種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を必要とする事項及び条件、種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任する株式については選任する取締役又は監査役の数を欄外に記載すること。</u> <u>なお、ある種類の株式の内容として会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨定款で定めた場合には、欄外にその旨記載すること。</u> <u>また、無議決権株式又は議決権制限株式であっても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容を欄外に記載することとし、会社が発行する全部の株式の内容について会社法第107条第1項各号に規定する事項を定めた場合には、その具体的な内容を欄外に記載すること。</u> (新設) (新設)
--	--

異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。 e～h (41) 新株予約権等の状況 a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに届出書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項（(47)において「新株予約権の内容」という。）を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。 b～f （略） (42)・(43) （略） (44) 所有者別状況 a <u>最近日現在の「所有者別状況」について記載すること。ただし、最近日現在のものを記載することが困難な場合には、最近事業年度の末日（1年を1事業年度とする会社にあつては、6箇月を1事業年度とする会社とみなした場合にこの日に対応する日）現在のものによることができる。</u> <u>また、その発行する株券等を、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）に基づき、保管振替機関（同法第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。）がその保管振替事業において取り扱うことに同意した会社（この様式において「保管振替に係る同意会社」という。）にあつては、株式の状況全体について、直近の実質株主の通知の基準日（同法第31条第1項の規定による実質株主の通知の基準となった日をいう。）現在のものにより記載することができる。</u> <u>会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること。</u> b～d （略） (45) 大株主の状況 a・b （略） c 大株主は所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。<u>ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であつて、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。</u> なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所については、市町村（政令指定都市にあつては区）程度の記載で差し支えない。 保管振替に係る同意会社が最近日以外の日現在のものにより記載した場合において、当該記載時点となる日後最近日までの間における大株主の異動について当該同意会社が把握しているものがあるときは、当該異動の内容を注記すること。 d・e （略） (46) 議決権の状況 a <u>最近日現在の「議決権の状況」について記載すること。</u> <u>なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。</u> b～h （略） (47) ストックオプション制度の内容 a （略） b 当該決議により新株予約権証券を付与する、又は付与している場合には、新株予約権の目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数並びに新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項及び組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載		c～f （略） (41) 新株予約権等の状況 a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに届出書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項（(47)において「新株予約権の内容」という。）を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。 b～f （略） (42)・(43) （略） (44) 所有者別状況 a <u>最近日現在の「所有者別状況」について記載すること。ただし、最近日現在のものを記載することが困難な場合には、最近事業年度の末日（1年を1事業年度とする会社にあつては、6箇月を1事業年度とする会社とみなした場合にこの日に対応する日）現在のものによることができる。</u> <u>また、その発行する株券等を、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）に基づき、保管振替機関（同法第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。）がその保管振替事業において取り扱うことに同意した会社（この様式において「保管振替に係る同意会社」という。）にあつては、株式の状況全体について、直近の実質株主の通知の基準日（同法第31条第1項の規定による実質株主の通知の基準となった日をいう。）現在のものにより記載することができる。</u> b～d （略） (45) 大株主の状況 a・b （略） c 大株主は所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所については、市町村（政令指定都市にあつては区）程度の記載で差し支えない。 保管振替に係る同意会社が最近日以外の日現在のものにより記載した場合において、当該記載時点となる日後最近日までの間における大株主の異動について当該同意会社が把握しているものがあるときは、当該異動の内容を注記すること。 d・e （略） (46) 議決権の状況 a <u>最近日現在の「議決権の状況」について記載すること。</u> b～h （略） (47) ストックオプション制度の内容 a （略） b 当該決議により新株予約権証券を付与する、又は付与している場合には、新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数並びに新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項及び組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。
--	--	--

すること。 なお、「(2) 新株予約権等の状況」において新株予約権の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。 c・d (略) (48)～(54) (略) (55) 株価の推移 a 株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。 なお、二以上の種類の株式が金融商品取引所に上場されている場合には、種類ごとに記載すること。 b 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。 なお、二以上の種類の株式が認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、種類ごとに記載すること。 c (略) (56) 役員の状況 a (略) b 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。 なお、会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。 c～g (略) (57) コーポレート・ガバナンスの状況 a～g (略) h 会社が種類株式発行会社であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めている場合又は議決権の有無若しくはその内容に差異がある場合には、その旨及びその理由を記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。 i 会社と特定の株主の間で利益が相反するおそれがある取引を行う場合に株主(当該取引の当事者である株主を除く。)の利益が害されることを防止するための措置(例えば、いわゆる特別委員会の設置等)をとる旨を決定している場合には、その旨及びその具体的内容を記載すること。 (58)～(87) (略)	なお、「(2) 新株予約権等の状況」において新株予約権の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。 c・d (略) (48)～(54) (略) (55) 株価の推移 a 株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。 b 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。 c (略) (56) 役員の状況 a (略) b 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。 c～g (略) (57) コーポレート・ガバナンスの状況 a～g (略) (新設) (新設) (58)～(87) (略)
---	---

改正案

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】
第1【募集要項】
1【新規発行株式】（1）

種類	発行数	内容

2～5（略）
第2・第3（略）

第二部【企業情報】
第1～第3（略）
第4【提出会社の状況】
1【株式等の状況】
(1)【株式の総数等】
①（略）
②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
計		—	二

(2)～(7)（略）
2～6（略）
第5～第7（略）

第三部・第四部（略）
(記載上の注意)
次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1) 新規発行株式

a 新規発行株式の種類ごとに、「種類」、「発行数」及び「内容」を記載すること。
b 「内容」欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。
この場合において、会社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社をいう。以下同じ。）であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。
なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。
c 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は行政庁の認可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。
d 会社が新規発行株式と異なる種類の株式についての定めを定款に定めている場合には、欄外にその

現行

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】
第1【募集要項】
1【新規発行株式】（1）

種類	発行数

2～5（略）
第2・第3（略）

第二部【企業情報】
第1～第3（略）
第4【提出会社の状況】
1【株式等の状況】
(1)【株式の総数等】
①（略）
②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
計		—

(2)～(7)（略）
2～6（略）
第5～第7（略）

第三部・第四部（略）
(記載上の注意)
次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1) 新規発行株式

a 「種類」の欄には、「普通株」のように記載すること。
b 「発行数」の欄には、「種類」の欄の区分に従い発行数を記載すること。
c 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は行政庁の認可を受けた年月日を記載すること。

<u>旨を記載すること。この場合において、新規発行株式と当該異なる種類の株式の単元株式数又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。</u> (2)～(12) (略) (13) 第三者割当等の概況 a 第三者割当等による株式等の発行の内容 (a)・(b) (略) (c) 「発行数」の欄には、新株予約権又は新株予約権付社債の場合には当該新株予約権の目的となる株式の<u>種類及び数</u>を記載すること。 (d)～(g) (略) b・c (略) (14) 株主の状況 a (略) <u>b 所有株式数（他人（仮設人を含む。）名義のもの及び新株予約権の行使その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利の行使により発行される可能性のあるものを含む。）の多い順に50名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を付記すること。ただし、所有株式数が1,000株以下である者については、所有株式数ごとに人数のみを記載しても差し支えない。</u> <u>なお、会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。</u> c～g (略)	(2)～(12) (略) (13) 第三者割当等の概況 a 第三者割当等による株式等の発行の内容 (a)・(b) (略) (c) 「発行数」の欄には、新株予約権又は新株予約権付社債の場合には当該新株予約権の目的となる株式の数を記載すること。 (d)～(g) (略) b・c (略) (14) 株主の状況 a (略) <u>b 所有株式数（他人（仮設人を含む。）名義のもの及び新株予約権の行使その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利の行使により発行される可能性のあるものを含む。）の多い順に50名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を付記すること。ただし、所有株式数が1,000株以下である者については、所有株式数ごとに人数のみを記載しても差し支えない。</u> c～g (略)
---	---

改 正 案	現 行																																						
第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1【新規発行株式】（8） <table><tr><td>種類</td><td>発行数</td><td>内容</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> 2～11（略） 第2・第3（略） 第二部（略） 第三部【企業情報】 第1【企業の概況】 1～3（略） 4【株式等の状況】（29） （1）【株式の総数等】 ①（略） ②【発行済株式】 <table><tr><td>種類</td><td>発行数（株）</td><td>上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名</td><td>内容</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>—</td><td>二</td></tr></table> （2）～（8）（略） 5～9（略） 第2～第6（略） 第四部～第七部（略） （記載上の注意） （1）～（7）（略） （8）新規発行株式 a 新規発行株式の種類ごとに、「種類」、「発行数」及び「内容」を記載すること。 b 「内容」欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。 この場合において、会社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社をいう。以下同じ。）であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。 なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。 c 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議の年月日又は行政庁の認可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。	種類	発行数	内容				種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容									計		—	二	第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1【新規発行株式】（8） <table><tr><td>種類</td><td>発行数</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 2～11（略） 第2・第3（略） 第二部（略） 第三部【企業情報】 第1【企業の概況】 1～3（略） 4【株式等の状況】（29） （1）【株式の総数等】 ①（略） ②【発行済株式】 <table><tr><td>種類</td><td>発行数（株）</td><td>上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>—</td></tr></table> （2）～（8）（略） 5～9（略） 第2～第6（略） 第四部～第七部（略） （記載上の注意） （1）～（7）（略） （8）新規発行株式 a 「種類」の欄には、「普通株」のように記載すること。 b 「発行数」の欄には、「種類」の欄の区分に従い発行数を記載すること。 c 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議の年月日又は行政庁の認可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。 また、会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行するときは、株式の種類を記載し、その種類ごとに株式の具体的な内容を欄外に記載すること。 この場合、取得請求権付株式については取得の対価及び請求期間、取得条項付株式については取得の対価及び取得事由、全部取得条項付種類株式については取得対価の決定方法及び条件、譲渡制限株式については会社が譲渡を承認したとみなす場合の条件、議決権制限株式については議決権行使事項	種類	発行数			種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名							計		—
種類	発行数	内容																																					
種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容																																				
計		—	二																																				
種類	発行数																																						
種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名																																					
計		—																																					

d 会社が新規発行株式と異なる種類の株式についての定めを定款に定めている場合には、欄外にその旨を記載すること。この場合において、新規発行株式と当該異なる種類の株式の単元株式数又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。 e (略) (9)～(11) (略) (12) 新規発行新株予約権証券 a～g (略) h 「新株予約権の目的となる株式の種類」の欄には、新株予約権の目的となる株式の種類及び内容を、(8)のb及びdに準じて記載すること。 i～o (略) (13) (略) (14) 新株予約権付社債に関する事項 (12)のa、g、h、i、j、k、<u>l</u>、<u>m</u>及び<u>n</u>に準じて記載すること。 (15)～(59) (略)	及び条件、拒否権付株式については種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を必要とする事項及び条件、種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任する株式については選任する取締役又は監査役の数を欄外に記載すること。 なお、ある種類の株式の内容として会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨定款で定めた場合には、欄外にその旨記載すること。 また、無議決権株式又は議決権制限株式であっても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容を欄外に記載することとし、会社が発行する全部の株式の内容について会社法第107条第1項各号に規定する事項を定めた場合には、その具体的な内容を欄外に記載すること。 (新設) d (略) (9)～(11) (略) (12) 新規発行新株予約権証券 a～g (略) (新設) h～n (略) (13) (略) (14) 新株予約権付社債に関する事項 (12)のa、g、h、i、j、k、<u>l</u>及び<u>m</u>に準じて記載すること。 (15)～(59) (略)
--	---

改 正 案	現 行																																						
第二号の六様式 【表紙】 【提出書類】有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1【新規発行株式】 <table><tr><th>種類</th><th>発行数</th><th>内 容</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> 2～10 (略) 第2・第3 (略) 第二部 (略) 第三部【企業情報】 第1～第3 (略) 第4【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1)【株式の総数等】 ① (略) ②【発行済株式】 <table><tr><th>種類</th><th>発行数 (株)</th><th>上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名</th><th>内 容</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>—</td><td>—</td></tr></table> (2)～(8) (略) 2～6 (略) 第5～第7 (略) 第四部～第六部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第二号様式の記載上の注意に準じて記載すること。 (1) (略) (2) 組織再編成（公開買付け）の当事会社の概要 a 組織再編成当事会社が提出会社以外の会社であって、継続開示会社に該当しない場合には、当該組織再編成当事会社について、商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額、事業の内容及び大株主（発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合の多い順に5名をいう。eにおいて同じ。）並びに最近3事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益について分かりやすく記載すること。また、提出会社との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又	種類	発行数	内 容				種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内 容									計		—	—	第二号の六様式 【表紙】 【提出書類】有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1【新規発行株式】 <table><tr><th>種類</th><th>発行数</th></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 2～10 (略) 第2・第3 (略) 第二部 (略) 第三部【企業情報】 第1～第3 (略) 第4【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1)【株式の総数等】 ① (略) ②【発行済株式】 <table><tr><th>種類</th><th>発行数 (株)</th><th>上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>—</td></tr></table> (2)～(8) (略) 2～6 (略) 第5～第7 (略) 第四部～第六部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第二号様式の記載上の注意に準じて記載すること。 (1) (略) (2) 組織再編成（公開買付け）の当事会社の概要 a 組織再編成当事会社が提出会社以外の会社であって、継続開示会社に該当しない場合には、当該組織再編成当事会社について、商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額、事業の内容及び大株主（発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合の多い順に5名をいう。eにおいて同じ。）並びに最近3事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益について分かりやすく記載すること。また、提出会社との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。	種類	発行数			種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名							計		—
種類	発行数	内 容																																					
種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内 容																																				
計		—	—																																				
種類	発行数																																						
種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名																																					
計		—																																					

は議決権の有無に差異があるときは、大株主として、所有株式に係る議決権の個数の多い株主5名を記載すること（eにおいて同じ。）。 b～e（略） (3)～(10)（略）	b～e（略） (3)～(10)（略）
--	--

改正案	現行
第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略) (記載上の注意) 以下の規定により第二号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」の「2 自己株式の取得等の状況」を除き、第二号様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」）と、「最近5連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近2連結会計年度」及び「最近2連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」及び「最近連結会計年度末等」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。 (1)～(19) (略) (20) 株式の総数等 a 「発行可能株式総数」の欄には、当事業年度末現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。 会社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社をいう。以下同じ。）であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。 なお、当事業年度の末日後報告書の提出日までの間に定款に定められた発行可能株式総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増減した日、増減株式数及び増減後の株式の総数を欄外に記載すること。 b 「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「事業年度末現在発行数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。 c 「内容」欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。 この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。 なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記	第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略) (記載上の注意) 以下の規定により第二号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」の「2 自己株式の取得等の状況」を除き、第二号様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」）と、「最近5連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近2連結会計年度」及び「最近2連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度末等」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。 (1)～(19) (略) (20) 株式の総数等 a 「発行可能株式総数」の欄には、当事業年度末現在の定款に定められた発行可能株式総数を記載すること。 なお、当事業年度の末日後報告書の提出日までの間に定款に定められた発行可能株式総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増（減）した日、増（減）株式数及び増（減）後の株式の総数を欄外に記載すること。 b 「発行済株式」の「種類」の欄には、会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行するときは、株式の種類を記載し、その種類ごとに株式の具体的な内容を欄外に記載すること。 この場合、取得請求権付株式については取得の対価及び請求期間、取得条項付株式については取得の対価及び取得事由、全部取得条項付種類株式については取得対価の決定方法及び条件、譲渡制限株式については会社が譲渡を承認したとみなす場合の条件、議決権制限株式については議決権行使事項及び条件、拒否権付株式については種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を必要とする事項及び条件、種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任する株式については選任する取締役又は監査役の数を欄外に記載すること。 なお、ある種類の株式の内容として、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨定款で定めた場合には、欄外にその旨記載すること。 また、無議決権株式又は議決権制限株式であっても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容を欄外に記載することとし、会社が発行する全部の株式の内容について会社法第107条第1項各号に規定する事項を定めた場合には、その具体的な内容を欄外に記載すること。 (新設)

載すること。ただし、「新規発行株式」の「内容」欄に同一の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。 d 会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式（以下「二以上の種類の株式」という。）を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。 e～h （略） (21) 新株予約権等の状況 a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当事業年度の末日並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。 b～f （略） (22)・(23) （略） (24) 所有者別状況 a 当事業年度末現在の「所有者別状況」について記載すること。 会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること。 b～d （略） (25) 大株主の状況 a・b （略） c 大株主は所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第67条の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。 d・e （略） (26) 議決権の状況 a 当事業年度末現在の「議決権の状況」について記載すること。 なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。 b～i （略） (27)～(35) （略） (36) 役員の状況 a・b （略） c 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。 なお、会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。 d～f （略） (37)～(65) （略）	（新設） c～f （略） (21) 新株予約権等の状況 a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当事業年度の末日並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。 b～f （略） (22)・(23) （略） (24) 所有者別状況 a 当事業年度末現在の「所有者別状況」について記載すること。 b～d （略） (25) 大株主の状況 a・b （略） c 大株主は所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。 d・e （略） (26) 議決権の状況 a 当事業年度末現在の「議決権の状況」について記載すること。 b～i （略） (27)～(65) （略） (36) 役員の状況 a・b （略） c 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。 d～f （略） (37)～(65) （略）
---	---

改 正 案	現 行
第四号の三様式	第四号の三様式
【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略) (記載上の注意) (1)～(12) (略) (13) 株式の総数等 a 「発行可能株式総数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。 会社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社をいう。以下同じ。）であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。 なお、当四半期会計期間の末日後四半期報告書の提出日までの間に定款に定められた会社が発行する株式の総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増減した日、増減株式数及び増減後の株式の総数を欄外に記載すること。 b 「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「第 四半期会計期間末現在発行数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。 c 「内容」欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。 この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。 なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。ただし、「新規発行株式」の「内容」欄に同一の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。 d 会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式（以下「二以上の種類の株式」という。）を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。 e～h (略) (14) 新株予約権等の状況 a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当四半期会計期間の末日現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使によ	【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略) (記載上の注意) (1)～(12) (略) (13) 株式の総数等 a 「発行可能株式総数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数を記載すること。 なお、当四半期会計期間の末日後四半期報告書の提出日までの間に定款に定められた会社が発行する株式の総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増（減）した日、増（減）株式数及び増（減）後の株式の総数を欄外に記載すること。 b 「発行済株式」の「種類」の欄には、会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行するときは、株式の種類ごとに株式の具体的な内容を欄外に記載すること。 この場合、取得請求権付株式については取得の対価及び請求期間、取得条項付株式については取得の対価及び取得事由、全部取得条項付種類株式については取得対価の決定方法及び条件、譲渡制限株式については会社が譲渡を承認したとみなす場合の条件、議決権制限株式については議決権行使事項及び条件、拒否権付株式については種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を必要とする事項及び条件、種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任する株式については選任する取締役又は監査役の数を含めて欄外に記載すること。 なお、ある種類の株式の内容として、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨定款で定めた場合には、欄外にその旨記載すること。 また、無議決権株式又は議決権制限株式であっても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容を欄外に記載することとし、会社が発行する全部の株式の内容について会社法第107条第1項各号に規定する事項を定めた場合には、その具体的な内容を欄外に記載すること。 (新設) (新設) c～f (略) (14) 新株予約権等の状況 a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当四半期会計期間の末日現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する

り株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。 b～f （略） (15)・(16) （略） (17) 大株主の状況 a・b （略） c 「大株主」は、所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。<u>ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。</u> なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。 d・e （略） (18) 議決権の状況 a <u>当四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。</u> なお、各欄に記載すべき株式について、<u>二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。</u> b～h （略） (19) 株価の推移 a <u>株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。</u> なお、<u>二以上の種類の株式が金融商品取引所に上場されている場合には、種類ごとに記載すること。</u> b <u>株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。</u> なお、<u>二以上の種類の株式が認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、種類ごとに記載すること。</u> c （略） (20) 役員の状況 a （略） b 新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴（例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任年月、他の主要な会社の代表取締役役に就任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職）、任期及び所有株式数を記載すること（所有株式数は、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。<u>なお、会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。</u>）。また、他の役員と二親等内の親族関係がある場合には、その内容を記載すること。 なお、相互会社の場合にあっては、「所有株式数」の記載を要しない。 c～e （略） (21)～(37) （略）	場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。 b～f （略） (15)・(16) （略） (17) 大株主の状況 a・b （略） c 「大株主」は、所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。 d・e （略） (18) 議決権の状況 a <u>当四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。</u> b～h （略） (19) 株価の推移 a <u>株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。</u> b <u>株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。</u> c （略） (20) 役員の状況 a （略） b 新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴（例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任年月、他の主要な会社の代表取締役に就任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職）、任期及び所有株式数を記載すること（所有株式数は、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。）。また、他の役員と二親等内の親族関係がある場合には、その内容を記載すること。 なお、相互会社の場合にあっては、「所有株式数」の記載を要しない。 c～e （略） (21)～(37) （略）
--	--

a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当中間会計期間の末日現在並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。 b～f （略） (18)・(19) （略） (20) 大株主の状況 a・b （略） c 「大株主」は、所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。<u>ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。</u> なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。 d・e （略） (21) 議決権の状況 <u>a 当中間会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。</u> なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。 b～h （略） (22) 株価の推移 <u>a 株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。</u> なお、二以上の種類の株式が金融商品取引所に上場されている場合には、種類ごとに記載すること。 <u>b 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。</u> なお、二以上の種類の株式が認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、種類ごとに記載すること。 c （略） (23) 役員の状況 a （略） b 新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴（例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任年月、他の主要な会社の代表取締役役に就任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職）、任期及び所有株式数を記載すること（所有株式数は、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。<u>なお、会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。</u>）。また、他の役員と二親等内の親族関係がある場合には、その内容を記載すること。 なお、相互会社の場合にあっては、「所有株式数」の記載を要しない。 c～e （略） (24)～(45) （略）	a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当中間会計期間の末日現在並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。 b～f （略） (18)・(19) （略） (20) 大株主の状況 a・b （略） c 「大株主」は、所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。 d・e （略） (21) 議決権の状況 <u>a 当中間会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。</u> b～h （略） (22) 株価の推移 <u>a 株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。</u> <u>b 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。</u> c （略） (23) 役員の状況 a （略） b 新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴（例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任年月、他の主要な会社の代表取締役役に就任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職）、任期及び所有株式数を記載すること（所有株式数は、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。）。また、他の役員と二親等内の親族関係がある場合には、その内容を記載すること。 なお、相互会社の場合にあっては、「所有株式数」の記載を要しない。 c～e （略） (24)～(45) （略）
---	---

改 正 案	現 行
第五号の三様式 【表紙】 【提出書類】 臨時報告書 (略) (記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) 報告内容 a 報告内容については、第19条第2項第1号若しくは第2号又は第4号の規定に基づいて提出する場合には、提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数（会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数）も記載すること。 b (略) (6) (略)	第五号の三様式 【表紙】 【提出書類】 臨時報告書 (略) (記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) 報告内容 a 報告内容については、第19条第2項第1号若しくは第2号又は第4号の規定に基づいて提出する場合には、提出日現在の資本金の額も記載すること。 b (略) (6) (略)

改 正 案	現 行
第六号様式 【表紙】 【提出書類】有価証券通知書 (略) (記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) 新規発行(売出)有価証券 a～h (略) i 新株予約権証券については、その新株予約権の内容(新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額、新株予約権の行使期間、新株予約権の行使の条件、新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額、新株予約権の譲渡に関する事項等)を欄外に記載すること。 j～m (略) (6)～(9) (略)	第六号様式 【表紙】 【提出書類】有価証券通知書 (略) (記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) 新規発行(売出)有価証券 a～h (略) i 新株予約権証券については、その新株予約権の内容(新株予約権の目的となる株式の種類及び数、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額、新株予約権の行使期間、新株予約権の行使の条件、新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額、新株予約権の譲渡に関する事項等)を欄外に記載すること。 j～m (略) (6)～(9) (略)

改正案

第七号様式

【表紙】

【提出書類】有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】
第1【募集要項】
1【株式の募集】
(1)【新規発行株式】(10)

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行数	内容

(2)～(3)(略)
2～8(略)

第2・第3(略)

第二部【企業情報】
第1～第4(略)

第5【提出会社の状況】
1【株式等の状況】
(1)【株式の総数等】(43)
①(略)
②【発行済株式】

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
計			—	二

(2)～(4)(略)
2～5(略)

第6～第9(略)

第三部・第四部(略)
(記載上の注意)

(1)～(9)(略)

(10) 新規発行株式

a「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄には、「記名式額面普通株」のように記載し、額面株式については券面額を付記すること。

b「発行数」の欄には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄の区分に従い発行数を記載すること。

c「内容」欄には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄の区分に従い株式の内容を具体的に記載すること。

d 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議の年月日又は行政庁の認可を受け

現行

第七号様式

【表紙】

【提出書類】有価証券届出書
(略)

第一部【証券情報】
第1【募集要項】
1【株式の募集】
(1)【新規発行株式】(10)

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行数

(2)～(3)(略)
2～8(略)

第2・第3(略)

第二部【企業情報】
第1～第4(略)

第5【提出会社の状況】
1【株式等の状況】
(1)【株式の総数等】(43)
①(略)
②【発行済株式】

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
計			—

(2)～(4)(略)
2～5(略)

第6～第9(略)

第三部・第四部(略)
(記載上の注意)

(1)～(9)(略)

(10) 新規発行株式

a「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄には、「記名式額面普通株」のように記載し、額面株式については券面額を付記すること。

b「発行数」の欄には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄の区分に従い発行数を記載すること。

c 欄外には、新株発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

優先株、後配株等の数種の株式を発行する場合には、その内容を欄外に記載すること。

<u>た年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。</u> <u>e 会社が新規発行株式と異なる種類の株式を定款等に定めている場合には、欄外にその旨を記載すること。この場合において、新規発行株式と当該異なる種類の株式の議決権の有無、数又はその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。</u> <u>f 新規発行株式について一定の権利等が付されている場合には、その旨及び権利等の内容等を注記すること。</u> (11)～(13) (略) (14) 新株予約権証券の募集 a～g (略) <u>h 「新株予約権の目的となる株式の種類」の欄には、新株予約権の目的となる株式の種類及び内容を、(10)のc、e及びfに準じて記載すること。</u> <u>i～o</u> (15) (略) (16) 新株予約権付社債に関する事項 (14)のa、g、h、i、j、k、<u>l、m及びn</u>に準じて記載すること。 (17)～(42) (略) (43) 株式の総数等 a・b (略) <u>c 「種類」の欄には、優先株、後配株等の種類を記載し、「内容」の欄には、株式の種類ごとにその内容を具体的に記載すること。</u> <u>株式の種類ごとに議決権の有無、数又はその内容が異なる場合には、その旨及びその理由を記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合にはその内容を記載すること。</u> d・e (略) (44) (略) (45) <u>所有者別状況</u> <u>最近日現在の議決権のある記名株式について記載すること。ただし、最近日現在のものを記載することが困難な場合には、最近事業年度の末日（1年を1事業年度とする会社にあつては、6箇月を1事業年度とする会社とみなした場合にこの日に対応する日）現在のものによることができる。</u> <u>議決権のある記名株式について複数の種類の株式を発行している場合、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること。</u> (46) 大株主の状況 a 最近日現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有者の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。<u>ただし、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。</u> なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。 b (略) (47)～(69) (略)	<u>d 当該発行株式について一定の権利等が付されている場合には、その旨及び権利等の内容等を注記すること。</u> (11)～(13) (略) (14) 新株予約権証券の募集 a～g (略) (新設) <u>h～n</u> (15) (略) (16) 新株予約権付社債に関する事項 (14)のa、g、h、i、j、k、<u>l及びm</u>に準じて記載すること。 (17)～(42) (略) (43) 株式の総数等 a・b (略) <u>c 「種類」の欄には、優先株、後配株等の種類を記載し、その内容を欄外に記載すること。</u> d・e (略) (44) (略) (45) <u>所有者別状況</u> <u>最近日現在の議決権のある記名株式について記載すること。ただし、最近日現在のものを記載することが困難な場合には、最近事業年度の末日（1年を1事業年度とする会社にあつては、6箇月を1事業年度とする会社とみなした場合にこの日に対応する日）現在のものによることができる。</u> (46) 大株主の状況 a 最近日現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有者の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。 b (略) (47)～(69) (略)
--	--

改 正 案	現 行																																				
第八号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略) 第一部【企業情報】 第1～第4 (略) 第5【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1)【株式の総数等】 (25) ① (略) ②【発行済株式】 <table><tr><td>記名・無記名の別及び額面・無額面の別</td><td>種類</td><td>発行数 (株)</td><td>上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名</td><td>内容</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>—</td><td></td><td>—</td><td>二</td></tr></table> (2)～(4) (略) 2～5 (略) 第6～第9 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略) (1)～(27) (略) (28) 大株主の状況 a <u>当事業年度末現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有数の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。</u> <u>また、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。</u> <u>なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。</u> b (略) (29)～(48) (略)	記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容											計	—		—	二	第八号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略) 第一部【企業情報】 第1～第4 (略) 第5【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1)【株式の総数等】 (25) ① (略) ②【発行済株式】 <table><tr><td>記名・無記名の別及び額面・無額面の別</td><td>種類</td><td>発行数 (株)</td><td>上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>—</td><td></td><td>—</td></tr></table> (2)～(4) (略) 2～5 (略) 第6～第9 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略) (1)～(27) (略) (28) 大株主の状況 a <u>当事業年度末現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有数の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。</u> <u>なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。</u> b (略) (29)～(48) (略)	記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名									計	—		—
記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容																																	
計	—		—	二																																	
記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名																																		
計	—		—																																		

改 正 案	現 行																																								
第九号の三様式	第九号の三様式																																								
【表紙】	【表紙】																																								
【提出書類】	【提出書類】																																								
四半期報告書 (略)	四半期報告書 (略)																																								
第一部【企業情報】	第一部【企業情報】																																								
第1～第4 (略)	第1～第4 (略)																																								
第5【提出会社の状況】	第5【提出会社の状況】																																								
1【株式等の状況】	1【株式等の状況】																																								
(1)【株式の総数等】 (16)	(1)【株式の総数等】 (16)																																								
① (略)	① (略)																																								
②【発行済株式】	②【発行済株式】																																								
<table><tr><td>記名・無記名の別及び額面・無額面の別</td><td>種類</td><td>発行数 (株)</td><td>上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名</td><td>内 容</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>—</td><td></td><td>—</td><td>二</td></tr></table>	記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内 容											計	—		—	二	<table><tr><td>記名・無記名の別及び額面・無額面の別</td><td>種類</td><td>発行数 (株)</td><td>上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>—</td><td></td><td>—</td><td></td></tr></table>	記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名												計	—		—	
記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内 容																																					
計	—		—	二																																					
記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名																																						
計	—		—																																						
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)																																								
2・3 (略)	2・3 (略)																																								
第6・第7 (略)	第6・第7 (略)																																								
第二部 (略)	第二部 (略)																																								
(記載上の注意)	(記載上の注意)																																								
(1)～(17) (略)	(1)～(17) (略)																																								
(18) 大株主の状況	(18) 大株主の状況																																								
a (略)	a (略)																																								
b 第2 四半期会計期間の末日現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有者の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。	b 第2 四半期会計期間の末日現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有者の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。																																								
また、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。	なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。																																								
なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。																																									
c (略)	c (略)																																								
(19) (略)	(19) (略)																																								
(20) 役員の状況	(20) 役員の状況																																								
a (略)	a (略)																																								
b 新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴、任期、 <u>所有株式の種類及び数並びに就任年月日を記載すること。</u>	b 新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴、任期、 <u>所有株式数及び就任年月日を記載すること。</u>																																								
c・d (略)	c・d (略)																																								
(21)～(29) (略)	(21)～(29) (略)																																								

改 正 案	現 行																																				
第十号様式 【表紙】 【提出書類】半期報告書 (略) 第一部【企業情報】 第1～第4 (略) 第5【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1)【株式の総数等】 (18) ① (略) ②【発行済株式】 <table><tr><td>記名・無記名の別及び額面・無額面の別</td><td>種類</td><td>発行数 (株)</td><td>上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名</td><td>内容</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>—</td><td></td><td>—</td><td>二</td></tr></table> (2)・(3) (略) 2・3 (略) 第6～第8 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (1)～(19) (略) (20) 大株主の状況 a 当該半期末現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有者の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。 また、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。 b (略) (21) (略) (22) 役員の状況 a (略) b 新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴、任期、<u>所有株式の種類及び数並びに就任年月日を記載すること。</u> c～e (略) (23)～(34) (略)	記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容											計	—		—	二	第十号様式 【表紙】 【提出書類】半期報告書 (略) 第一部【企業情報】 第1～第4 (略) 第5【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1)【株式の総数等】 (18) ① (略) ②【発行済株式】 <table><tr><td>記名・無記名の別及び額面・無額面の別</td><td>種類</td><td>発行数 (株)</td><td>上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>—</td><td></td><td>—</td></tr></table> (2)・(3) (略) 2・3 (略) 第6～第8 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (1)～(19) (略) (20) 大株主の状況 a 当該半期末現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有者の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。 b (略) (21) (略) (22) 役員の状況 a (略) b 新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴、任期、<u>所有株式数及び就任年月日を記載すること。</u> c～e (略) (23)～(34) (略)	記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名									計	—		—
記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容																																	
計	—		—	二																																	
記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名																																		
計	—		—																																		

改 正 案	現 行
第十号の三様式 【表紙】 【提出書類】 親会社等状況報告書 (略) (記載上の注意) (略) (1) (略) (2) 親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の会社法第435条第2項及び会社計算規則第91条第1項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告及びこれらの附属明細書に準ずるもの（以下「計算書類等」という。）を記載すること（同法第436条第1項及び第2項の規定による監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）の監査に係る監査報告に準ずるもの及び同項の規定による会計監査人の監査を受けている場合の当該監査に係る監査報告に準ずるものを当該計算書類等に添付すること。）。 <u>ただし、計算書類等のうちに、当該親会社等の属する国の法令又は慣行により作成することとされていない書類がある場合には、当該書類の記載に代えて、その旨を記載すること。</u> (3) (略)	第十号の三様式 【表紙】 【提出書類】 親会社等状況報告書 (略) (記載上の注意) (略) (1) (略) (2) 親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の会社法第435条第2項及び会社計算規則第91条第1項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告及びこれらの附属明細書に準ずるもの（以下「計算書類等」という。）を記載すること（同法第436条第1項及び第2項の規定による監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）の監査に係る監査報告に準ずるもの及び同項の規定による会計監査人の監査を受けている場合の当該監査に係る監査報告に準ずるものを当該計算書類等に添付すること。）。 (3) (略)